

大分県報

令和六年
第四九四号
三月二十二日

（金曜日）

目次

規則	大分県庁舎等管理規則の一部改正……………	一
規則	教育委員会規則……………	一
規則	大分県立スポーツ施設利用規則の一部改正……………	一
規則	公安委員会規則……………	一
告示	大分県道路交通法施行細則の一部改正……………	二
告示	大分県工業生産動態統計調査規程の一部改正……………	二
告示	道路区域の変更……………	三
告示	道路の供用開始（二件）……………	三
告示	大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………	四
告示	選挙管理委員会告示……………	四
告示	衆議院議員、参議院（選挙区選出）議員、大分県知事及び大分県議会議員選挙執行規程の一部改正……………	四
訓令	警察本部訓令……………	四
訓令	大分県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令の一部改正……………	五
訓令	大分県警察における高速道路交通警察隊の運用に関する訓令の一部改正……………	七
公告	競争入札参加者の資格に関する公示（二件）……………	七
公告	一般競争入札の実施……………	九
公告	総合評価一般競争入札の実施……………	一
公告	契約者等の公示（二件）……………	一四

規則

大分県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第二号

大分県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

大分県庁舎等管理規則（昭和三十八年大分県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 秩序の維持（第七条―第十条）」を

「第三章 秩序の維持（第七条―第十条）」を

第四章 雑則（第十一条）

「」に改める。

第三条第二項第三号中「。ただし、大分県立農業高等学校にあつては、大分県農林水産研究

指導センター長」を削る。

第十条の次に次の章名を付する。

第四章 雑則

第十一条の見出しを削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

大分県立スポーツ施設利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第一号

大分県立スポーツ施設利用規則の一部を改正する規則

大分県立スポーツ施設利用規則（昭和五十四年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の大分県立庄内屋内競技場（以下「庄内屋内競技場」という。）の項を削る。

第三条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項と

織業	工業	印刷業	化学工業	プラスチック工業	窯業・土石工業	金属製品工業	汎用機械工業	生産用機械工業	業務用機械工業	電気機械工業	
外衣	木製家具	平版印刷(オフセット印刷)	農薬	機械器具用部品	生コンクリート	鉄骨 橋りょう	軸受	化学機械 圧延機械	事務用機械 付属品	監視制御装置 半導体・IC 測定器	自動車部品
織物製 ニット製				輸送機械用		護岸用コンクリートブロック 道路用コンクリート製品		金属加工機械の部分品・取付具・付属品 圧延機械 同附属装置	輸血用機械器具 人工臓器 透析用中空糸 その他	駆動伝導及び操縦装置部品 懸架制動装置部品 シャシー・車体部品 乗用車用	置部品
点	個	千円	トン	千円	立方メートル	トン	千円	千円	千台	百万円	千円
主要事業所	主要事業所	主要事業所	主要事業所	主要事業所	全部	主要事業所	主要事業所	主要事業所	主要事業所	主要事業所	主要事業所

令和六年三月二十二日

大分県報(告示)

三

輸送機械	ワイヤーハー	エアコン
工業	ネス	
その他	プラスチック	
製品	船	
運動用具の部品		
ガット		
個	トン	
主要事業所		

この告示は、公示の日から施行する。

大分県告示第七十号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和六年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和六年三月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道二一七号	津久見市大字千怒字牛ヶ浦七五番一八地内	前 後	二〇・〇 メートル 一六・〇 メートル	一三三・二 メートル 一三三・二 メートル

大分県告示第七十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、令和六年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和六年三月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道二一七号	津久見市大字千怒字牛ヶ浦七五番一八地内	令六・三・二二

大分県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
------------	--------	---------

県道緒方大野線

豊後大野市大野町両家字古宮七五一番二から 豊後大野市大野町両家字沢水八一〇番六まで	令六・三・二二
--	---------

大分県告示第七十三号

大分県が管理する港湾施設の概要（昭和四十三年大分県告示第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び大分土木事務所大分港振興室に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 大分港の(二)概要の西大分地区の表中

八十二	給油施設一式		
-----	--------	--	--

八十二	給油施設一式		
-----	--------	--	--

八十三	護岸	二二七・〇三メートル	
-----	----	------------	--

を

八十四	護岸	一一・二八メートル		
八十五	臨港道路	二四五・九〇メートル		
八十六	港湾公害防止施設	六一・九一メートル		
八十七	港湾公害防止施設	一七五・八〇メートル		

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第十一号

衆議院議員、参議院（選挙区選出）議員、大分県知事及び大分県議会議員選挙執行規程（昭和三十年大分県選挙管理委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長 一木 俊廣

第十四号様式の五を次のように改める。
第十四号様式の五（第三十四条の五関係）

（ポスター掲示場）

表示欄	注意欄

備考

- 表示欄には選挙名、選挙区名、ポスター掲示場である旨及び委員会の名を記載すること。
- 注意欄にはおおむね次のとおり記載すること。

に改

<p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスターは、定められた区画にはいつてくだろ。 ・この掲示場は、何選挙候補者以外の者は使用できません。 ・掲示場を壊したり、ポスターを破つたりすると罰せられます。 <p>3 それぞれの区画の大きさは、縦横おおむね四十五センチメートルの正方形とし、明瞭に区分すること。</p> <p>4 掲示面の番号は、算用数字で表示すること。</p> <p>第二十三号様式中「第五十一条の五」を「第五十八条」に改める。</p> <p>附則</p> <p>この告示は、公示の日から施行する。</p>	<p>て同じ。)を加える。</p> <p>第6条第1項中「警察署において交番等から第4条第1項の規定による報告を受けたとき、又は警察署において提出を受けた物件に係る拾得物件控書及び拾得物件預り書(規則別記様式第2号)を作成するときに」を「第4条第1項の規定によるシステムへの登録をすることにより」に改め、同条第2項中「ときに」の次に「、当該届出に係る法第7条第1項各号に掲げる事項、規則第4条第2項第2号及び第3号に掲げる事項その他必要な事項をシステムに登録することにより」を加える。</p> <p>第7条中「交付した拾得物件預り書」の次に「(規則別記様式第2号)」を加える。</p> <p>第9条の見出し中「交番等において」を削り、同条第1項中「交番等」を「警察署又は交番等」に、「警察署に報告するとともに、」を「システムに登録するとともに、システムにより」に、「照会しなければならない」を「付するものとする」に改め、同条第2項を次のように改める。</p> <p>2 システムが障害その他の理由により停止し、又は部分的に機能を停止した場合等で速やかに前項の規定による登録ができないときの取扱いについては、別に定める。</p> <p>第9条第3項中「及び遺失・拾得取扱簿」を削る。</p> <p>第11条第1項を削り、同条第2項中「警察署において前項の規定による照会を受けたとき、又は警察署において提出を受けた物件に係る規則第4条第1項又は第2項の規定による書面又は電磁的記録の作成」を「第4条第1項又は第6条第2項の規定によるシステムへの登録」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とする。</p> <p>第12条の見出しを「(提出物件等の通報等)」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条第3項中「以下同じ。」を削り、「他の警察署長に当該遺失届に係る遺失届出書の写しの送付を求める」を「提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の内容とを照合する」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。</p> <p>第13条の見出し中「拾得物件」を「提出物件等」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「警察署において前項の規定による照会を受けたとき、又は警察署において受理をした遺失届に係る規則第5条第2項の規定による書面又は電磁的記録の作成」を「第9条第1項の規定によるシステムへの登録」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とする。</p> <p>第14条の見出しを「(遺失届の通報等)」に改め、同条第1項を削り、同条中第2項を第1項とし、第3項及び第4項を削り、同条第5項中「第12条」を「第4条、第6条、第9条、第11条から前条まで」に改め、同項を同条第2項とする。</p> <p>第17条第2項本文中「10万円」を「20万円」に改め、同項ただし書中「10万円」を「20万</p>
<p>○警察本部訓令</p>	
<p>大分県警察本部訓令第8号</p> <p>警察本部 警察学校 警察署</p>	
<p>大分県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令(平成19年大分県警察本部訓令第34号)の一部を次のように改正する。</p> <p>令和6年3月22日</p> <p>大分県警察本部長 種田 英明</p>	
<p>第4条の見出し中「交番等において」を削り、同条第1項を次のように改める。</p> <p>警察署又は交番等において提出を受けたときは、当該提出を受けた物件に係る法第7条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を警察共通基盤システムによる遺失物等情報管理業務(以下「システム」という。)に登録するとともに、システムにより当該物件に係る受理番号を付するものとする。</p>	
<p>第4条第2項中「前項の場合」を「交番等」に改め、同条第3項を次のように改める。</p> <p>3 システムが障害その他の理由により停止し、又は部分的に機能を停止した場合等で速やかに第1項の規定による登録ができないときの取扱いについては、別に定める。</p> <p>第4条第4項中「及び遺失・拾得取扱簿」を削り、「速やかに警察署」の次に「(第2条第3号に掲げる施設にあっては、当該施設の所在地を管轄する警察署。第9条第3項におい</p>	

「円」に、「前項」を「同項」に改め、「以内」の次に「（大分県の休日を含める条例（平成元年大分県条例第21号）第1条第1項に規定する休日を除く。）」を加える。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式 削除

第2号様式を第2号様式（その2）とし、第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（その1）（第15条関係）

拾得物件整理票

受理番号	
受理日時	
拾得者	
施設占有者名称	
物品の種類	
所有権	(拾得者)
	(占有者)
現金	
期満失効年月日	
保管情報	
備考	

第4号様式中「印」を削る。
第13号様式中「印」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第9号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

大分県警察における高速道路交通警察隊の運用に関する訓令（平成19年大分県警察本部訓令第33号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月22日

大分県警察本部長 種 田 英 明

別表の中津分駐隊の項中「中津市田口」を「中津市本耶馬深町跡田」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年3月24日から施行する。

○ 公 告

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和六年三月二十二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 一 調達をする物品等の種類
マイクロソフト社ライセンス一式（長期継続契約）
- 二 競争入札の参加者資格

- 1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
- (一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者
- (二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二

令和六年三月二十二日

号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五六・〇九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和六年三月二十二日から同年四月五日まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。
なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入

大分県報（警察本部訓令・公告）

札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間
資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和六年三月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 調達をする物品等の種類

次期OKパソコン等一式賃貸借契約（長期継続契約）

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権

を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七―五〇六―二九五六・〇九七―五〇六―二九五七

<p>3 申請の時期 令和六年三月二十二日から同年四月五日まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。 なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>四 入札参加資格の有効期間 資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。</p> <p>五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法 1 申請書の交付場所 三の2に同じ。</p> <p>2 インターネットによる入手 大分県ホームページ https://www.pref.aita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</p> <p>六 入札参加資格の取消し等 1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。</p> <p>(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合</p> <p>(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合</p> <p>(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合</p> <p>(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合</p> <p>2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和6年3月22日</p> <p>1 競争入札に付する事項 大分県知事 佐藤 樹一郎</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類 マイクロソフト社ライセンス一式（長期継続契約）</p> <p>(2) 契約期間</p>	<p>契約日から令和11年6月30日まで （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>(3) 調達内容 別途配布する「マイクロソフト社ライセンス一式調達仕様書」のとおり</p> <p>(4) 納入場所 大分県知事が指定する場所</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部局の名称 〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号 大分県総務部電子自治体推進室企画管理班（県庁舎本館2階） 電話 097-506-2062 e-mail:aita11700@pref.aita.lg.jp</p> <p>3 契約条項を示す場所及び日時 (1) 場所 2に同じ。</p> <p>(2) 日時 令和6年3月22日（金）から同年5月1日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>4 旧大分県物品等電子入札システムの利用 本件入札は、旧大分県物品等電子入札システム（https://dennyu.pref.aita.lg.jp/buppin/f9101/）で入札の手続を行う。また、当該入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準による。</p> <p>5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、(1)から(4)までに掲げる要件を満たしているもの限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）を取得している者であること。</p> <p>(3) セキュリティポリシーを定めて従業員へ遵守させていること。</p>
---	--

<p>(4) 官公庁や地方公共団体との契約実績があり、かつ、それを証明した者であること。</p> <p>(5) 旧大分県物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。ただし、紙による入札を希望する場合は、大分県物品等電子入札システム運用基準に示す手続を行い、その承認を得ること。</p> <p>(6) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する支障がないと認められた者は、この限りでない。</p> <p>(8) 公示の日以降開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(9) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に確認する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会連上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>(10) 共同企業体による場合は、以下の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 共同企業体協定書を締結していること。なお、共同企業体は、自主結成とする。</p> <p>イ 共同企業体の各構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員で本件入札に参加していないこと。</p>	<p>7 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和6年3月22日（金）から同年4月5日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先 〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号 大分県会計管理局用度管財課物品調達班（県庁舎本館2階） 電話 097-506-2956、097-506-2957</p> <p>大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/snikaku2022.html</p> <p>8 入札説明書の交付及び日時 入札説明書は、大分県総務部電子自治体推進室宛てメール送付をすることにより交付する。メールには次の情報を記載することとする。 件名：マイクロソフト社ライセンス一式入札説明書の交付依頼 本文：会社名、担当部署、担当者氏名及び連絡先 交付は、令和6年3月22日（金）から同年5月1日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する祝日を除く。）の午前9時から午後5時までに必要情報を記載した受信メールの返信で入札説明書を送付する。</p> <p>9 入札参加条件</p> <p>(1) 入札説明書に添付している機能等証明書を2に掲げる担当部に提出し、納入しようとする物品の機能等が基準に適合することの証明を受けた者であること。 機能等証明書提出期限：令和6年4月15日（月）午前10時（紙で郵送する場合は必着とする。）</p> <p>(2) 旧大分県物品等電子入札システム (https://dennyu.pref.oita.lg.jp/buppin/f9101/) により事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。ただし、入札等に参加を希望する事業者が、外国法人等の理由で物理的に旧大分県物品等電子入札システムの利用が困難な場合は、大分県物品等電子入札システム運用基準に示す様式第5号を提出し、その承認を得た者であること。 入札参加申請期限：令和6年4月22日（月）午後5時（紙で郵送する場合は必着とする。）</p> <p>10 旧大分県物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間 旧大分県物品等電子入札システム (https://dennyu.pref.oita.lg.jp/buppin/f9101/) によ</p>
--	---

り、次の期間に入札金額を入力するものとする。ただし、紙による入札の承認を得た者は、2の場所へ次の期間中に持参又は郵送により提出することを認める。紙による入札で入札書及び委任状に押印を省略する場合、郵送時の封筒の送り主欄又は持参者の身分証明書等で本人（代表者又は受任者）の確認を行うものとする。

期間 自 令和6年4月23日（火）
至 令和6年5月1日（水） 午後5時

11 開札の日時及び場所

- (1) 日時
令和6年5月2日（木） 午前10時
- (2) 場所
大分県庁舎本館2階 電子自治体推進室

12 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

13 契約保証金

見積金額の年間最大値の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

14 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

15 再入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、速やかに別に定める日時において再入札を行う。

16 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、旧大分県物品等

電子入札システムに整備されている電子くじにより落札者を決定する。

17 その他

- (1) この調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けらる。
- (2) この調達は、令和6年度予算の執行となるので、予算案が議会で否決され成立しなかった場合は、入札は中止する。
- (3) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。
- (4) 令和6年4月1日から電子自治体推進室が電子自治体推進課となることから、本公告における電子自治体推進室の記述は、同日から電子自治体推進課と読み替えることとする。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

- (1) The name of contract matter
One set of Microsoft licenses.
- (2) Time Limit for Tender
-The details are described in the manual of this tender.
5:00 PM on 1 May 2024
- (3) Contact Point for the Notice
Government System Electrization Office,
General Affairs Department,
Oita Prefectural Government Office
3-1-1,Ohte-machi,Oita city 870-8501 Japan
TEL 097-506-2062

次とおり総合評価一般競争入札に付するので公告する。

令和6年3月22日

- 1 競争入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の種類
次期OKパソコン等一式貸借契約（長期継続契約）
- 大分県知事 佐藤 樹一郎

<p>(2) 契約期間 契約日から令和11年12月31日まで （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>(3) 調達内容 別途配布する「次期OKパソコン等一式調達仕様書」のとおり</p> <p>(4) 納入場所 大分県知事が指定する場所</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部局の名称 〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号 大分県総務部電子自治体推進室システム開発支援班（県庁舎本館2階） 電話 097-506-2077 e-mail:al1170@pref.oita.lg.jp</p> <p>3 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 2に同じ。</p> <p>(2) 日時 令和6年3月22日（金）から同年5月1日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>4 旧大分県物品等電子入札システムの利用 本件入札は、旧大分県物品等電子入札システム（https://dennyu.pref.oita.lg.jp/buppin/f9101/）で入札の手続を行う。また、当該入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準による。</p> <p>5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、(1)から(10)までに掲げる要件を満たしているもの限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）のうち、リース・レンタルとしての業種</p>	<p>登録を取得している者であること。</p> <p>(3) セキュリティポリシーを定めて従業員へ遵守させていること。</p> <p>(4) 官公庁や地方公共団体との契約実績があり、かつ、それを証明した者であること。</p> <p>(5) 旧大分県物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。ただし、紙による入札を希望する場合は、大分県物品等電子入札システム運用基準に示す手続を行い、その承認を得ること。</p> <p>(6) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する支障がないと認められた者は、この限りでない。</p> <p>(8) 公示の日以降開札までの間において、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(9) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に確認する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>(10) 共同企業体による場合は、以下の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 共同企業体協定書を締結していること。なお、共同企業体は、自主結成とする。</p>
--	---

<p>イ 共同企業体の各構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員で本件入札に参加していないこと。</p> <p>7 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和6年3月22日(金)から同年4月5日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先 〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号 大分県会計管理局用度管財課物品調達班(県庁舎本館2階) 電話 097-506-2956、097-506-2957 大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</p> <p>8 入札説明書の交付及び日時 入札説明書は、大分県総務部電子自治体推進室宛てメール送付をすることにより交付する。メールには次の情報を記載することとする。 件名：次期OKパソコン等一式入札説明書の交付依頼 本文：会社名、担当部署、担当者氏名及び連絡先 交付は、令和6年3月22日(金)から同年5月1日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までに必要情報を記載した受信メールの返信で入札説明書を送付する。</p> <p>9 入札参加条件</p> <p>(1) 入札説明書に添付している機能等証明書を2に掲げる担当部に提出し、納入しようとする物品の機能等が基準に適合することの証明を受けた者であること。 機能等証明書提出期限：令和6年4月15日(月)午前10時(紙で郵送する場合は必着とする。)</p> <p>(2) 旧大分県物品等電子入札システム(https://dennyu.pref.oita.g.jp/buppin/f9101/)により事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。ただし、入札等に参加を希望する事業者が、外国法人等の理由で物理的に旧大分県物品等電子入札システムの利用が困難な場合は、大分県物品等電子入札システム運用基準に示す様式第5号を提出し、その承認を得た者であること。 入札参加申請期限：令和6年4月22日(月)午後5時(紙で郵送する場合は必着とする。)</p>	<p>10 旧大分県物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間 旧大分県物品等電子入札システム(https://dennyu.pref.oita.g.jp/buppin/f9101/)により、次の期間に入札金額を入力するものとする。ただし、紙による入札の承認を得た者は、2の場所へ次の期間中に持参又は郵送により提出することを認める。紙による入札で入札書及び委任状に押印を省略する場合、郵送時の封筒の送り主欄又は持参者の身分証明書等で本人(代表者又は受任者)の確認を行うものとする。 期間 自 令和6年4月23日(火) 至 令和6年5月1日(水)午後5時</p> <p>11 開札の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 令和6年5月2日(木)午前10時</p> <p>(2) 場所 大分県庁舎本館2階 電子自治体推進室</p> <p>12 入札保証金 見積金額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>13 契約保証金 見積金額に12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>14 入札の無効 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。</p> <p>15 再入札 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、速やかに別に定める日時において再入札を行う。</p> <p>16 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 入札説明書別記「提案書評価基準表」に示す各項目について、提案内容の評価に応じ</p>
--	--

て上限の範囲内で加点し、企画提案点（300点満点）とする。

(2) 入札価格について次の式により算出し、価格点とする。

価格点 = 満点の価格点（600点） × （最低価格 / 入札価格）

(3) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、提案書評価による「企画提案点」と、入札価格評価による「価格点」の合計点が最も高い者を落札者とする。ただし、提案項目表に示す必須項目が1項目でも0点となった場合は落札者とならない。

(4) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、合計点が次に高い者を落札者とすることがある。

(5) 落札者となるべき合計点数の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 その他

(1) この調達、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) この調達、令和6年度予算の執行となるので、予算案が議会で否決され成立しなかった場合は、入札は中止する。

(3) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。

(4) 令和6年4月1日から電子自治体推進室が電子自治体推進課となることから、本公告における電子自治体推進室の記述は、同日から電子自治体推進課と読み替えることとする。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

(1) The name of contract matter

One set of Oita Prefectural official use computers.

-The details are described in the manual of this tender.

(2) Time Limit for Tender

5:00 PM on 1 May 2024

(3) Contact Point for the Notice

Government System Electrization Office,

General Affairs Department,

Oita Prefectural Government Office

3-1-1, Ohte-nachi, Oita city 870-8501 Japan

TEL 097-506-2077

次のとおり契約者等について公示する。

令和六年三月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 随意契約に係る物品等の名称及び数量

大分県警察本部庁舎別館ほか十四施設で使用する電気

二百九十九万六千二百六十六キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部警務部会計課

大分市大手町三丁目一番二号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和六年二月五日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業センター センター長 有吉 吾一

大分市金池町二丁目三番四号

五 随意契約に係る契約金額

基本料金、電力量料金、燃料費等調整額（離島ユニバーサルサービス調整額を含む。）

六 及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計

契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号に該当

次のとおり契約者等について公示する。

令和六年三月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 随意契約に係る物品等の名称及び数量
大分県運転免許センターほか二施設で使用する電気
二百二十三万七千六百八キロワットアワー
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県警察本部警務部会計課
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
令和六年二月五日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
九州電力株式会社大分営業センター センター長 有吉 吾一
大分市金池町二丁目三番四号
- 五 随意契約に係る契約金額
基本料金、電力量料金、燃料費等調整額（離島ユニバーサルサービス調整額を含む。）
及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第二項第五号に該当

令和六年三月二十二日

大分県報（公告）

一五